

貸金業の規制等に関する法律施行規則（昭和五十八年大蔵省令第四十号）

新

（変更届出書の添付書類）

第八条 法第八条第三項に規定する内閣府令で定める書類は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める書類（官公署が証明する書類の場合には、申請の日前三月以内に作成されたものに限る。）とする。

一（略）

二 役員（第二条第三号に掲げる者を除く。以下この号において同じ。）又は重要な使用人に変更があつた場合 別紙様式第一号の三により作成した法第六条第一項第九号又は第十号に該当しないことを誓約する書面及び新たに役員又は重要な使用人となつた者に係る次に掲げる書類

イ 第四条第二項に規定するもの

ロ 住民票の抄本（外国人である場合には、外国人登録原票の記載事項証明書）又はこれに代わる書面

ハ 法第六条第一項第一号及び第二号に該当しない旨の官公署の証明書（外国人である場合には、別紙様式第一号の二により作成した誓約書）

ニ 別紙様式第二号により作成した登録申請者及び重要な使用人の履歴書

ホ 別紙様式第三号の二により作成した氏名及び生年月日等を記載した書面

二の二 貸金業務取扱主任者に変更があつた場合 別紙様式第一号の三により作成した法第六条第一項第十三号に該当しないことを誓約する書面並びに新たに貸金業務取扱主任者となつた者に係る第四条第三項第十号並びに前号ロ、ハ及びホに掲げる書類

三 未成年である貸金業者の法定代理人又は第二条第三号に掲げる者（以下この号において、これらを総称して「法定代理人」という。）に変更があつた場合 別紙様式第一号の三により作成した法第六条第一項第八号に該当しないことを誓約する書面

旧

（変更届出書の添付書類）

第八条 法第八条第三項に規定する内閣府令で定める書類は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める書類（官公署が証明する書類の場合には、申請の日前三月以内に作成されたものに限る。）とする。

一（略）

二 役員（第二条第三号に掲げる者を除く。以下この号において同じ。）又は重要な使用人に変更があつた場合 新たに役員又は重要な使用人となつた者に係る次に掲げる書類

イ 第四条第二項に規定するもの

ロ 住民票の抄本（外国人である場合には、外国人登録原票の記載事項証明書）又はこれに代わる書面

ハ 法第六条第一項第一号及び第二号に該当しない旨の官公署の証明書（外国人である場合には、別紙様式第一号の二により作成した誓約書）

ニ 別紙様式第二号により作成した登録申請者及び重要な使用人の履歴書

ホ 別紙様式第三号の二により作成した氏名及び生年月日等を記載した書面

二の二 貸金業務取扱主任者に変更があつた場合 新たに貸金業務取扱主任者となつた者に係る第四条第十号並びに前号イ、ロ、ニ及びホに掲げる書類

三 未成年である貸金業者の法定代理人又は第二条第三号に掲げる者（以下この号において、これらを総称して「法定代理人」という。）に変更があつた場合 新たに法定代理人となつた者に係る第二号イからホまでに掲げる書類

及び新たに法定代理人となつた者に係る第二号イからホまでに掲げる書類

四 営業所等の所在地を変更しようとする場合 新たな営業所等に係る法第四條第二項第四号に掲げる書類

五 (略)

(取立て行為の規制)

第十九條 (略)

2・3 (略)

4 貸金業者又は貸金業者の貸付けの契約に基づく債権の取立てについて貸金業者その他の者から委託を受けた者は、法第二十一條第二項(法第二十四條第二項、法第二十四條の二第二項、法第二十四條の三第二項、法第二十四條の四第二項及び法第二十四條の五第二項において準用する場合を含む。)の規定により送付すべき書面又はこれに代わる電磁的記録を作成するときは、支払を催告する債権に係る貸付けの契約を契約番号その他により明示することをもつて、法第二十一條第二項第三号から第五号までに掲げる事項の記載に代えることができる。

5 (略)

6 法第二十一條第三項(法第二十四條第二項、法第二十四條の二第二項、法第二十四條の三第二項、法第二十四條の四第二項及び法第二十四條の五第二項(法第二十四條の六においてこれらの規定を準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。)に規定する内閣府令で定める方法は、書面を交付又は送付する方法とする。ただし、貸金業者又は貸金業者の貸付けの契約に基づく債権の取立てについて貸金業者その他の者から委託を受けた者の従業員であつて、当該貸金業者の商号、名称若しくは氏名又は当該従業員の氏名を明らかにするよう相手方の請求があつた場合は、法第十三條の二に規定する証明書の提示によることができる。

(新設)

四 (略)

(取立て行為の規制)

第十九條 (略)

2・3 (略)

4 貸金業者は、法第二十一條第二項(法第二十四條第二項、法第二十四條の二第二項、法第二十四條の三第二項、法第二十四條の四第二項及び法第二十四條の五第二項において準用する場合を含む。)の規定により送付すべき書面又はこれに代わる電磁的記録を作成するときは、支払を催告する債権に係る貸付けの契約を契約番号その他により明示することをもつて、法第二十一條第二項第三号から第五号までに掲げる事項の記載に代えることができる。

5 (略)

6 法第二十一條第三項(法第二十四條第二項、法第二十四條の二第二項、法第二十四條の三第二項、法第二十四條の四第二項及び法第二十四條の五第二項(法第二十四條の六においてこれらの規定を準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。)に規定する内閣府令で定める方法は、書面を交付又は送付する方法とする。ただし、貸金業者又は貸金業者の貸付けの契約に基づく債権の取立てについて貸金業者から委託を受けた者の従業員であつて、当該貸金業者の商号、名称若しくは氏名又は当該従業員の氏名を明らかにするよう相手方の請求があつた場合は、法第十三條の二に規定する証明書の提示によることができる。

新	旧
<p>附則 （経過措置）</p> <p>第二条 改正法附則第四条第一項の規定による届出をしようとするときは、この府令による改正後の貸金業の規制等に関する法律施行規則（以下「新貸金業規制法施行規則」という。）第一条第一項の別紙様式第一号の第四面及び第五面により作成した改正法第一条の規定による改正後の貸金業の規制等に関する法律（以下「新貸金業規制法」という。）第四条第一項第六号及び第七号に掲げる事項を記載した書面に、貸金業務取扱主任者（新貸金業規制法第二十四条の七第一項に規定する者をいう。以下同じ。）が新貸金業規制法第六条第一項第一号から第七号までに該当しないことを誓約する書面並びに貸金業務取扱主任者に係る新貸金業規制法施行規則第四条第三項第十号並びに第八条第二号口、八及びホに掲げる書類を添付しなければならない。</p>	<p>附則 （経過措置）</p> <p>第二条 改正法附則第四条第一項の規定による届出をしようとするときは、この府令による改正後の貸金業の規制等に関する法律施行規則（以下「新貸金業規制法施行規則」という。）第一条第一項の別紙様式第一号の第四面及び第五面により作成した改正法第一条の規定による改正後の貸金業の規制等に関する法律（以下「新貸金業規制法」という。）第四条第一項第六号及び第七号に掲げる事項を記載した書面に、貸金業務取扱主任者（新貸金業規制法第二十四条の七第一項に規定する者をいう。以下同じ。）が新貸金業規制法第六条第一項各号に該当しないことを誓約する書面並びに貸金業務取扱主任者に係る新貸金業規制法施行規則第四条第十号並びに第八条第二号口、八及びホに掲げる書類を添付しなければならない。</p>